

第5回（平成26年度第1回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

【確定版】

日 時：平成26年5月15日（木）午前9時30分開会
場 所：札幌市教育文化会館 3階 研修室301

1. 開 会

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、第5回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

2. 議 事

○金子会長 おはようございます。

4月から神戸に移りまして、皆様方には何かとご迷惑をかけると思いますが、極力、出席するようにいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

つい先日の子どもの日に、特に若い人たちの人口動態が発表になりました。年少人口数は33年連続、年少人口率は40年連続の減少であるという総務省資料によって、マスコミ各社が特集記事を書いたのですけれども、ほとんど危機感がありません。ただ、そうなっていますよというだけで、私はそういう体質に対しても非常にリスクを感じるわけです。結局、自治体で踏ん張るしかないなという気がしました。今、全国知事会と市長会の両方で頑張っていたきたいと思います。

それでは、以下、議事次第に沿って進行させていただきたいと思います。

本日の会議では、我々の役割として、子ども・子育て支援事業計画を定めることに対して、札幌市に意見を述べるというものがございますが、中心になるのは、保育サービスのニーズの量の算出結果を踏まえて、どのような形で供給するかでございまして、たくさん資料が用意されております。

まず、事務局から、その内容についてご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（竹村新制度担当課長） それでは、私から、資料1に基づいてご説明させていただきます。

新制度担当課の竹村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料をごらんいただくとおわかりいただけると思いますが、本日もご説明すべき事項は大変多くなっております。また、内容も多岐にわたっておりますことから、後ほどご説明をいたします資料2につきますと、保育の必要性の認定に係る就労下限時間の設定についてという項目以外につきますとは、本日は、一旦、ご説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆様方からのご意見あるいはご質問につきますとは、本日の会議後から1週間後までに書面でいただきたいと考えております。私どもは、可能な限り効率的なご説明をさせていただきたいと考えてございまして、本日は2時間を予定しておりますけれども、時間の余裕ができた場合には、最後にご質問あるいはご意見を頂戴する場を設けさせていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、資料1に基づきまして、札幌市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、いわゆるニーズ量と、提供体制の確保、いわゆる供給量について、その概要をご説明させていただきたいと思います。

資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、子ども・子育て支援新制度の概要でございますが、改めて簡単にご説明いたしますと、各市町村の区域を複数のエリアに分けまして、エリアごとの保育サービスに関する量の見込み、つまり、どれだけの保育サービスが求められているのか、ニーズがあるのかについて把握いたしまして、提供されていない保育サービスではニーズに答えられていない場合、つまり、ニーズ量が供給量を上回っている場合には、どのように保育サービスを提供していくか、供給体制を確保するよう求める制度であると言えます。

このエリアにつきましては、昨年10月の第1回子ども・子育て会議におきまして、札幌市では10区の行政区として設定するというところで、一旦、ご了承をいただいているところであります。

また、ニーズ量、すなわち量の見込みを把握するために、昨年11月にニーズ調査を実施したところでございます。

次に、2ページをごらんください。

新制度では、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。この計画でございますが、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間としております。また、計画期間内の年度ごと、さらにエリアごと、繰り返しになりますが、札幌市におきましては、10区の行政区ごとにニーズ量と供給量の確保状況、つまり、年度ごとにどのような保育サービスを何名分供給するのかについて記載することとなっております。

それでは、今申し上げましたニーズ量をどのように算出したのかについてご説明をいたします。

ニーズ量の調査につきましては、昨年11月に札幌市内の就学前児童1万5,000人を実無作為抽出いたしました。子ども・子育て支援ニーズ調査を行いまして、約41%、6,208人から回答を得ております。

このアンケート調査の結果を具体的なニーズ量として把握する方法につきましては、国から手引が示されております。したがって、原則として、その手引に基づいて算出しております。ただし、利用者支援に関する事業など、アンケート調査によらないでニーズ量を算出することが妥当であると国が判断している事業、あるいは、国の手引に基づいて算出したニーズ量が必ずしも札幌市のニーズ量として妥当ではないと判断させていただいた事業につきましては、独自の算出方法により、ニーズ量を算出したいと考えております。詳しくは、後ほど資料3でご説明を差し上げたいと思います。

アンケート調査の結果を踏まえた具体的なニーズ量の算定でございますが、2ページ下の図でございますように、人口推計、すなわち、計画期間中の対象児童数にアンケート調査によります利用意向率を乗じまして、量の見込み、すなわちニーズ量として算出しております。この利用意向率には、今後の就労の意向とか各保育サービスの利用規模といった潜在的な意向も含んでおりますことから、そうした潜在的なニーズも含んだニーズ量になります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、今ご説明を申し上げました人口推計について簡単にご説明いたします。

札幌市におきましては、住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法によりまして人口推計を行っております。このコーホート変化率法でございますが、下の点線で囲った部分に書いておりますけれども、簡単に申し上げますと、札幌市のこれまでの人口の推移から今後の変化率を求めまして、その変化が今後も同様に推移すると仮定した場合の将来推計となります。

別紙2をごらんいただきたいと思います。

何ページかおめくりいただいて、別紙2に表がございますが、こちらに全市及び各区の推計がございます。

少しごらんいただきたいのですが、就学前児童数でございますけれども、札幌市全体で見ますと平成27年度が最も多いということがおわかりいただけると思います。そして、その後、毎年度、平均いたしますと約1,500人ずつ児童数が減少するという推計になっております。この全市の下に、中央区から、裏をおめくりいただきますと手稲区まで、各区ごとに推計を載せております。中央区のみ、平成30年度までわずかずつふえていきます。しかしながら、31年度には減少に転ずるという推計になっております。中央区以外のその他の9区につきましては、計画期間中、一貫して減少するということになっております。

また、小学校就学児童数につきましては、ほぼ横ばいの状況が続きます。やはり、平成31年度には減少するという推計になっておりまして、こちらにつきましては、行政区ごとに見た場合と全市の場合と特に傾向に違いはございません。

こうした推計から、特に就学前児童を主な利用主体といたします保育所などのサービスに関するニーズ量につきましては、平成27年度をピークとする。その後、減少を続けることになるだろうということです。また、小学校就学児童を主な利用主体といたします放課後児童クラブにつきましても、将来的には減少傾向になるということがおわかりいただけると思います。

次に、資料1の4ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど、2ページでご説明いたしましたニーズ量につきまして、それぞれの認定区分ごとに求める、すなわち、3歳から5歳までの学校教育のみを必要とするいわゆる1号認定、また、3歳から5歳までの保育の必要性のあるいわゆる2号認定、さらに、3歳未満の保育の必要性のある3号認定、これらの区分ごとにニーズ量に対応する教育、保育事業の供給量を確保する必要があるということでございます。

そのイメージをこちらでお示ししております。子ども・子育て支援法に基づく確認、すなわち、各施設の利用定員の設定ということにつきましては、原則としてこのニーズ量の範囲内において実施する必要があるでございます。後ほど、資料3の説明の際に、この原則に対する例外の考え方、また、資料5の説明の際には、利用定員の設定に関する考え方につき

まして、それぞれ詳しくご説明したいというふうに考えております。

最後に、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

今後のスケジュールについて載せております。

本日の会議でご説明させていただきます事項につきまして、冒頭に申しあげましたように、委員の皆様方からご意見などを頂戴した上で、来月の第6回子ども・子育て会議におきまして、ニーズ量と提供体制の確保に関する考え方を決定したいというふうに考えております。そして、来月中旬から下旬にかけて、幼稚園や保育所、認定こども園、さらには、認可外保育所や事業所内保育所など、事業者向けの説明会を、順次、開催していきたいと考えてございます。

この説明会でございますが、ニーズ量に対してどの程度供給が不足しているのか、不足している事業に対してはどのように供給していくのかにつきましてご説明を差し上げる必要があると考えております。したがって、来月の第6回子ども・子育て会議におきましては、そうした考え方を決定させていただく必要があると考えているところでございます。

その後、7月には、事業所の意向調査を実施いたしまして、8月にその結果を取りまとめ、提供体制を確保の方法、すなわち、供給量とその確保の時期について確定させたいと考えてございます。こうした手続を踏まえまして、9月上旬をめどと考えておりますが、開催予定をしております、この子ども・子育て会議におきまして、意向調査の結果を踏まえました札幌市子ども・子育て支援事業計画の素案をお示ししたいと考えているところでございます。

資料1の説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

詳しいニーズの把握の仕方と今後のスケジュールについてご説明いただきました。

ご質問、ご意見は最後にいただきたいと思いますので、引き続いて、保育の必要性の認定に係る就労下限時間の設定について、事務局から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（花田施設運営課長） 施設運営課長の花田です。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2は、保育の必要性の認定における就労下限時間の設定についてでございます。

まず、（1）国の方針についてでございます。

国は、今回の新制度における保育の必要性の認定におきまして、保護者の就労時間の長さに応じて、保育標準時間、これは11時間保育となりまして、もう一つの保育短時間、こちらは8時間保育となりますが、この区分を設けまして、その区分に応じた利用者負担、保育料を設定することとしております。この保育短時間認定における就労時間の下限を何時間に設定するかによって、保育所等に申し込みできる児童——これは2号認定または3号認定を受けられる児童となりますけれども、この範囲が変わってまいります。ニーズ量

算定に当たって、就労時間の下限を決定する必要がございます。

その下の四角枠の中でございますけれども、就労下限時間の設定に関する国の考え方としまして、一つ目として、保育所を利用できる条件として、フルタイム就労とのバランスを考慮すると、フルタイムの半分以上は就労していることを目安とするとしております。

二つ目として、現在、就労時間の下限に関する国の基準は決めておりませんが、市町村ごとに運用の幅がかなりあるということで、新たな基準としては、市町村の運用実態において、最多時間数、時間帯でございます1カ月48時間から64時間の中で各市町村が地域の就労実態等を考慮して設定しなさいということになります。ただ、1カ月120時間以上の就労がある場合には、これは、保育標準時間、11時間保育になります。これは、国が決めております。

三つ目として、現在、国の基準の範囲を超えて運用している市町村にあつては、最大10年間程度の経過措置期間を設けることも可能であるとしております。

(2) でございますけれども、札幌市の現行基準といたしましては、現在、1カ月80時間、決めとしては週20時間でございますけれども、1カ月4週で計算することになっておりますので、1カ月にしますと80時間を下限としております。今回の国の標準時間、短時間の区分を設ける新制度に対応するためには、札幌市はここで新しい下限を設定する必要がございます。

(3) 札幌市の対応案といたしましては、下記の理由を総合的に勘案して、保育所等に申し込みできる児童の保護者の就労時間の下限は、月64時間以上としたいと考えております。その理由でございますけれども、一つ目といたしまして、国の考え方を踏まえてフルタイム就労の半分以上の就労時間の下限を目安といたしますと、札幌市の勤労者の月平均労働時間は147.5時間となっております。この半分程度としましても、73.8時間になります。

二つ目といたしまして、保育短時間利用といっても、8時間の保育時間は保障されておりますので、1日3時間あるいは4時間の就労であっても8時間の保育は保障されることになります。保育には公費負担を伴いますので、限られた財源の中、その利用対象となる保護者の労働の対応につきましては、社会公平の観点から、やはり一定の要件が求められるのではないかと考えております。

三つ目といたしまして、下限を低く下げれば下げるほど保育を利用できる市民は多くなりますが、保育をより必要とされる長時間就労者の年度途中での入所が非常に難しくなることもございます。保育標準時間利用者との均衡についても考慮する必要があるのではないかと考えてございます。もちろん、申し込み時においては、就労時間が長い方が優先的に入所できるような制度にはなりません。ただ、育児休業明けの方は年度の途中での申し込みが非常に多くなりますので、その段階では短時間の方が先に入所されていると、どんどん長時間の方の年度途中での入所は難しくなるのではないかと考えてございます。

最後に、経過措置につきましては、今、札幌市は80時間でやっておりますので、経過

措置を設けることも不可能ではございませんけれども、この新制度が国の範囲の中で全国的にやろうということと、それから、下の表に参考で書いておりますが、現在、政令指定都市の中で現在64時間を超えているのは札幌市を含めて2都市しかありません。多くの都市が64時間という設定をしているという状況を考えると、経過措置は設けないことにしたいと考えております。

現在の指定都市の状況は、その下の表に書いております。

それから、本日、お配りしました当日資料もあわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

右肩に当日資料という表示がございますA4判横の資料でございます。

今回の就労下限時間の設定について、委員から事前にご意見をいただいたものでございます。ご紹介させていただきたいと思っております。

一つ目のご意見は、現状では、札幌市の提案どおりでよいと思っております。ただし、利用者や保育提供機関、市の予算などなど影響があることですので、一定の期間を設定し、基準の妥当性についてさまざまな角度から検証すべきと思っておりますというご意見をいただいております。

二つ目といたしまして、保育短時間区分を設けるのであれば、下限は低いほうが多様な就労形態の保護者が利用できることになるのではないかと。ただ、現行が80時間ということを見ると、今回は64時間が妥当だと思うが、下限を低くしたほうが多様な就労形態の保護者が利用できることとなるので、次回の事業計画策定時のニーズ調査で市民の意見を確認し、64時間の妥当性を検証することによって、48時間に変更することも視野を含めて、改めて下限の議論をする必要があるのではないかとというご意見をいただいております。

これに対しまして、札幌市の考え方でございますけれども、今回は、さまざまな要素を総合的に考えて、国の最大の数字であります64時間が適当と判断しております。計画策定後も、国の動向も踏まえながら、市内の労働状況や社会的なニーズも変化する可能性がございますので、それらに応じて、就労下限時間のあり方については、引き続き、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

三つ目のご意見としまして、現在の80時間から64時間、あるいは、48時間にする、今まで申し込めなかった利用者が申し込むことができます。ただ、短時間の就労者が申し込むことができても、結局、入所できなければ意味がないので、保育所の新・増設以外にも選択肢をふやす意味で、一時保育等さまざまな保育・子育て支援策の拡充が必要ではないかとというご意見をいただいております。

これに対しましては、今回のニーズ調査におきましては、保護者が共働きのお子さんが幼稚園を利用している場合の一時預かり事業のニーズ量も調査するなど、就労時間が比較的短時間である保護者のニーズも把握しておりますので、これらの調査結果を生かしながら、委員のご指摘のとおり、多様な就労状況である保護者がさまざまな保育サービスを利

用できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目のご意見といたしまして、これも就労時間を下げることによって利用希望者がふえるのではないかと思います。全国的にも多いとされる待機児童を解消して、さらにふえるであろう利用者の対応をできるだけ箇所数を確保していくことが重要な課題になるのではないかと。財源確保も含めて、札幌市としての見通しを持ってほしい、利用者が全員利用できる制度にすべきというご意見をいただいております。

これにつきましては、確かに、就労時間を引き下げることによってふえる保育所等の利用希望者はもちろん、それから、潜在的な利用希望者も含めた全ての利用希望者が保育所等を利用できるようにすることが今回の新制度の目標とするところでございます。そのためにも、委員がご指摘されたとおり、財源確保も重要な課題の一つでございます。市町村だけの財源ではなかなか困難なところもございまして、恒久的、安定的な財源を確保するよう、国に求めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございますが、保育の必要性の認定に係る就労時間の下限は、今回、64時間とすることが適当であると札幌市は考えてございまして、このことについて、子ども・子育て会議のご意見をいただきたいと思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

今のご説明の最後にありますように、この会議として意見を決めなければいけないという議題でございます。しばらくご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

原案としては、国の基準も64時間であるし、ほかの政令指定都市も多くは64時間であるということで、64時間を考えられたという説明がなされておりますが、いかがですか。

○平野（博）委員 僕も意見を出しましたが、その後、ニーズ調査をそれぞれ行うということでした。今の段階でいくと64時間が妥当ではないかと思われるのですけれども、80時間から64時間になったときにどれだけの施設が必要か、今後、それらの改善も含めていろいろ検討するというのであれば、今回はこれでいいのかなと思います。

ただ、ちょっと的外れな質問になるかもしれませんが、1号、2号、3号という認定がありまして、昔であれば、保育を欠く部分と保育を必要とする部分、例えば障がいのある方が保育園や幼稚園に預けたいというときの扱いがどの部分に出てくるのかが見えないものですから、もしその辺が明らかになるのであれば、お知らせ願いたいと思います。

○金子会長 今のご質問について、いかがでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） 障がいのある方の入所の関係でよろしいですか。

○平野（博）委員 親が障がいのある方という場合です。

○事務局（花田施設運営課長） 現在、お子さんの場合はもちろんですけれども、保護者に障がいのあるという場合についても、札幌市の入所の配点を高くし、優先するような制度になっております。これは、新制度になっても変わらない方針になると思います。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○山田委員 私の質問は、質問の3番にも書かれていることですが、現行の月80時間から64時間にすることになりますと、今でも入れない方がいる中で、入所できない方が大量に出してしまうのではないかと気がなります。それについては、これからそのニーズに対応する供給量を計画として立てていくということではあると思いますが、もう来年4月から実施されていくと思いますので、来年4月の段階でニーズに供給量が追いついていくのだろうかという心配があります。その点は、どのようにお考えになって64時間と決められたのかというところを伺いたいと思います。経過措置をとることもできるということですが、そうではなくて、最初から64時間と決められた検討の過程をもう少し伺えればと思います。

○金子会長 今の質問に対して、いかがでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） 現在、就労時間が80時間という設定の中で、来年4月には待機児童を解消するよう、今年度予算も保育所の新設、増設で1,180人ほどの予算を組んでおりまして、来年4月には待機児童を解消していこうということで見込んでおります。ただ、そこは現行の就労時間が80時間ということですので、就労時間を64時間に下げることによってふえる部分も出てまいります。ただ、そのふえる量については、現在、調査中のごさいますて、まだ正確には出ておりません。そこも含めて、来年度には供給できるような方策を考えていかなければならないと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。

山田委員、いかがですか。

○山田委員 全国的にも、経過措置で64時間より長い時間をとりあえず設けて、そこから減らしていくことはしないで、みんな頑張りましょうという感じなのではないでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） 今後、他都市が何時間にしていくかというのは、まだ正式に決めていない都市が多くて、聞いても公にはお答えしてもらえません。ただ、例えば、政令市の中でどのような意向を持っているかをお聞きしますと、48時間から64時間の国の中にはまっている政令市については、基本的にはそのままで行くような考え方を持っているようでございます。ただ、100時間という都市が一つございまして、ここについては、いきなり64時間にすると、かなりのニーズが発生するのではないかと、経過措置も含めて検討しているというお話を聞いております。しかし、これも正式な決定ではございません。

逆に、48時間未満のところにつきましては、48時間に設定しましても、現在、入所している方については、保育所を退所しろということではなくて生かすということで、新制度から48時間に切りかえることも可能です。そういう方法も考えていると聞いております。

実際に、その他、政令市以外もどれぐらい経過措置を設けていくのかは、まだ正確には

把握できていないのが現状でございます。ただ、10年という経過措置の年数として、国のほうでもいろいろ意見があったようでございますが、国の議論の中では、10年間は余りに長いのではないかという意見も出ておりました。できれば、経過措置を設けなくて、この範囲の中で新制度にすぐに移行するのが望ましいのではないかと考えた次第でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○岡田委員 北海道子育て支援ワーカーズの岡田です。

当日資料の中の委員からのご意見の2番目に、「多様な就労形態の保護者が利用できることとなるので」とありますが、この就労形態についてです。今、出勤する働き方だけではなくて、自分が働くために出勤していく時間を自分で選べたり、インターネットも普及してきて在宅で仕事をする方法もふえてきていると思うのですが、提案されている中の就労の中には、在宅で仕事をしている方とか、仕事の時間を選べるとか、そういう働き方は想定されているのでしょうか。

○金子会長 テレワークのようなものも含まれているのかということですね。

○岡田委員 はい。

○事務局（花田施設運営課長） それも、就労形態としては含まれております。国としては、あくまでも月全体の就労時間で判断することになっております。

○岡田委員 例えば、在宅で仕事をしているときに、何時から何時まで働きましたということが会社のような形態よりもはっきりしない状況も考えられると思います。それもこれからのかもしれないけれども、私はこれだけ働きましたということがそこにちゃんと認められていくと解釈してよろしいですか。

○事務局（花田施設運営課長） その点をどういうふうに判断していくのか、国からもまだ示されていないので、はっきりしておりません。もちろん、自営業の方も対象になりますので、そこをどういうふうに証明していくか、細かいところまでははっきり決まっていないのが現状でございます。

○金子会長 という現状だそうです。

ほかにはいかがでしょうか。

○柴田委員 あすなろ学童児童育成会の柴田と申します。

山田委員の質問に関連するのですが、月64時間のところですが、市の方とも少し話し合ったのですが、64時間にすることによるメリットとデメリットが二つ想定されると思うのです。

一つは、働く意欲のあるお母さんたちは、64時間以下でも、今、札幌市の場合は80時間でしたけれども、それ以下は入れなかった人たちに門戸を開くという意味ではすごく歓迎できることだと思います。他方、今までフルタイムで働いていた、80時間以上で働いていたお母さんたちが、先ほど行政の方からちょっと説明がありました育児休暇の途

中で入りたいというときに、ハーフタイムで働いているようなお母さん方がずっと待機しているので、入所できないことがあるということも考えられると思うのです。

もう一つは、本当は6時間働きたいというお母さんに対して、6時間にすると失業保険をかけなければいけないので、3時間の人を2人雇うというように、企業側から安く便利に使われるということが起こり得るのではないかと思います。

ただ、これも全部憶測です。行政の方もおっしゃったように、量的なものは今も正確に出ていない状態の中で、札幌市の場合は、参考のところを見ますと、80時間1都市、100時間1都市と、他都市の群を抜いてこの2都市は高い水準できたことがわかります。それを、64時間ということで一気に下げるような環境激変を来年4月からすることは、私にしたら、いささか乱暴ではないかと思います。経過措置が認められるのであれば、60時間、64時間で実施している他都市は別ですが、他都市と今の札幌市の80時間についての比較をして、数だけを言うのであれば、少し乱暴ではないかと思います。再度、経過措置についてご一考いただければと思います。

以上です。

○事務局（花田施設運営課長） 先ほどもお話しいたしましたけれども、80時間から64時間は、日量的には数値が出ておりませんが、ここに大量のニーズがあるというふうには考えていません。ある程度ニーズはふえると思っておりますが、そのニーズも含めて、来年4月には供給できるような方策を考えてまいりたいと考えております。平成27年からの時間数については、経過措置を設けなくて、一応、64時間でやりたいと考えております。

○金子会長 ありがとうございます。

そういう回答でございます。

札幌市の人口は、政令指定都市の中で4番目で、190万人というのは多いほうですので、そこが64時間になるということ自体もなかなか難しい面があるでしょうけれども、80時間を64時間することで、かなり門戸を開くことにつながっていくのではないかと思います。

これについては、この会議で意見を定めることが求められておまして、原案として64時間というものが出されておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、会議としては、64時間を適当とするということで了承をいただきました。どうもありがとうございました。

ご説明はまだたくさん残っております。

次に、今の問題にも直結します教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する具体的な「量の見込み」と「提供体制の確保」について、事務局から都合7人の方々から、順次、ご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（竹村新制度担当課長） それでは、資料に基づきまして、順次、説明をさせて

いただきたいと思います。

まず、資料4をごらんください。

1ページの左上に、全市と記載がございます。こちらは、札幌市全体で各保育サービスについてどれだけのニーズ量があるかということに記載させていただいております。全市の次には、4ページに中央区、7ページに北区というふうに、10の行政区ごとの記載をさせていただいております。

資料4の各ページに記載しておりますニーズに対する確保の内容でございます。すなわち、供給量の確保でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどのご説明とも重複いたしますが、7月に実施予定の事業者への移行調査の結果を踏まえまして、ここに記載させていただきたいと思います。8月以降、9月をめどに開催を予定しております子ども・子育て会議に改めてお示ししまして、そういった旨をここに記載させていただいているところであります。

それでは、資料3にお戻りいただけますでしょうか。

横書きの資料でございます。

こちらは、1ページ目でございますが、今ご説明をいたしました資料4に記載しております具体のニーズ量に基づきまして、原則として全市における量の見込みをお示ししつつ、子ども・子育て支援新制度が始まります平成27年4月1日、来年4月1日の時点で、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業に関しまして、札幌市の需給バランスはどうなっているのか、ニーズ量が供給量を上回っている場合、つまり、施設や事業者が不足している場合には、どのような考え方を持って供給量をふやしていこうとするのか、こういった案をここに記載させていただいております。

ただ、ご注意いただきたい点が2点ほどございます。ここに記載しております基本的な考え方でございます。今後、国におきまして、子ども・子育て支援新制度に関します検討がさらに進んでまいります。その進行状況によりまして、場合によっては変更しなければならない可能性も全くないわけではないということでございますので、この点をご了承いただきたいと思います。

あとは、各保育サービスの提供に関しましては、札幌市が負担する費用がございます。こうした費用につきまして、国からまだ費用が示されておりません。つまり、財政的な問題から供給量をふやすことができなくなってしまうおそれも可能性としてはあり得ることをあらかじめご了承くださいました上で、各保育サービスについて、どのように供給していくべきかにつきまして、順次、ご説明を差し上げたいと考えております。

○事務局（渡邊待機児童対策担当課長） 待機児童対策担当課長の渡邊でございます。この4月に着任いたしました。今後とも、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3の2ページからになります。教育・保育関係のニーズ量の見込みと、提供体制の確保につきまして私からご説明いたします。

2ページから8ページということで、少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

ます。

まず、資料の中身に入ります前に、ここで言います教育・保育に関するニーズに応える施設、事業を改めて申し上げます。

認定こども園、幼稚園、保育所の施設と、地域型保育事業と言われる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業のことを言います。これらの教育、保育を受けるためには、子ども・子育て支援法に基づきまして、子どもの年齢や保育の必要性に応じて認定を受ける必要がございます。3歳から5歳児で、保育の必要性がなく、教育のみ提供を受ける児童を1号認定子ども、同じく3歳から5歳で、保育の必要性がある児童を2号認定子ども、ゼロ歳から2歳児で保育の必要性がある児童を3号認定子どもとして、認定を受けることとなります。

この認定を受けた子どもは、その認定区分によって利用する施設が変わります。資料3の2ページ(1)でご説明いたしますのは、認定こども園と幼稚園を利用することになります1号認定子どもと、2号認定子どものうち学校教育利用の希望が強い子どもについてでございます。

一方、資料3の5ページの(2)でご説明するのは、認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用する2号認定子どものうち、学校教育利用の希望が強い子どもを除いた子どもと3号認定子どもについてでございます。

それでは、資料の中身に移ります。

初めに、資料3の2ページです。

(1) 1号認定子どもと2号認定子どものうち、学校教育利用の希望が強い子どもに関するニーズ量の見込みと供給量についてご説明いたします。

この表の上段からご説明いたしますが、まず、教育・保育提供区域につきましては、先ほどからお話が出ておりますけれども、行政区を単位といたします。

続きまして、量の見込みと平成27年4月1日の新制度開始時点における市内の既存供給量につきましては、資料3別紙1をごらんください。

この別紙1にある表は、各行政区と、これを集計した全市における教育、保育に関するニーズと供給量をあらわしたものでございます。

まず、この表の見方をご説明いたします。

例として、左上の中央区の表をごらんください。

左側の上段に、①量の見込み、必要利用定員総数と記載されているところがございます。これが認定区分ごとのニーズ量の見込みを示しております。その下の段、②確保の内容、特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園と記載しているものが供給量の見込みを示しております。その下の②-①過不足と記載している談がございますが、これがニーズ量と供給量の差を示しております。ここで、数字がマイナスで網かけとなっている項目がわかるかと思っておりますけれども、その場合は、ニーズ量に対して供給量が不足していることをあらわしております。

2段目の②の確保の内容に記載している数字の算出方法につきましては、この後、ご説明をいたしますが、数字が2段に分かれて記載しているのがおわかりになるかと思います。中央区の表で申し上げますと、1, 902とありまして、その下に括弧つきで2, 208とあります。上段の数値が各施設の利用実績に基づき算出した数値でございまして、下段の括弧つきの数字は、平成27年4月1日時点での予定認可数の数字でございまして、したがって、その差分、その下の段の②から①を引いた数字も2段に分かれて記載されることとなります。

資料3の2ページにお戻りいただけますでしょうか。

中段ほど、量の見込み（ニーズ量）の算出方法につきましては、国が作成した手引に従って算出したものとなります。

その下の27年4月1日時点の供給量の算出方法についてでございます。ここに記載のある①と②を合計して、先ほど表でご説明いたしました供給量としたところでございます。①につきましては、平成26年4月1日時点で所在する幼稚園の入園児童数と認定こども園のうち、2号認定子どもに相当する子どもの入園児童数の直近3年間、平成23年度から平成25年度の平均利用実績数でございまして、

②につきましては、平成27年4月1日までに新たに認可を予定している幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員のうち2号認定子どもに相当する数で、この二つを合計したものを供給量といたしました。

この供給量の見込み方についての考え方でございますが、その下の米印に記載をしております。どのように供給量を見込むかでございまして、2通りの方法が考えられるかと思っております。一つは、認可定員イコール供給量とする方法、もう一つは、利用実績イコール供給量とする方法でございまして、この二つのうちどちらを採用したのかを申し上げますと、米印の3行目にありますけれども、利用実績数がその施設の実際の受け入れ可能な児童数、すなわち供給量を反映しているものと判断いたしまして、先ほどご説明したとおり、原則として、過去3年間の利用実績数の平均を採用することといたしました。

続きまして、平成27年4月1日時点の受給バランスの見込みにつきまして説明いたします。

また、別紙1の表をごらんいただきたいと思っております。

右下にあります全市の表をごらんください。

表の最も上段に27年度とありまして、その下の最も左端のところに、3歳－5歳教育のみ（1号）と、その隣の3歳－5歳保育の必要性あり（2号）のうち学校教育利用希望強いと記載された欄をごらんください。この全市の総計を見ますと、入所実績で算出した供給量とニーズ量の差を比べると600人分の不足が出ていることがわかります。この表でいきますと、下から2段目にあるマイナス600という数字でございまして、これが全市のトータルでございまして、実は区別で見ますとその状況はいろいろと変わってきております。中央区、東区、白石区、西区につきましては、供給量が不足しておりますが、

これ以外の区につきましては、ニーズよりも供給量が多くなっている状況、つまり、利用実績分のニーズがない状況ということになっております。

それでは、供給量が不足している場合における基本的な対応方針についてご説明をいたします。

資料3の3ページをごらんください。

まず、実は対応方針が①と②に分かれておりますが、対応方針①は、こちらの太字にあるとおりでございます。ここは、読み上げさせていただきます。市内全ての幼稚園に対し、利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるように、供給量が不足している中央区などにおけるニーズに対し、主に隣接した行政区を想定しておりますけれども、ニーズより供給量が多くなっている行政区に所在する幼稚園などにより供給量を確保いたします。

ただし、この取り扱いは、市内全ての幼稚園に対し、利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるようにするという目的を達成する程度でのみ実施することを原則といたしまして、利用実績を上回る利用定員の設定を行うのは、原則として供給量が不足している区のみとします。

この取り扱いをする理由につきまして、この3ページの中段（理由）と書かれているところからご説明いたします。話を単純化いたしました事例を用いましてご説明をいたしたいと思っております。

この3ページ下の表をごらんになっていただければと思います。

この例を見ていただきますと、中央区におきましては、ニーズ量が500人分ということでございます。これに対しまして、中央区のA幼稚園とB幼稚園で250人分の利用実績がございます。したがって、計算上は500から250を引いて250人分の供給量が不足していることとなります。

その下の表は、北区のモデルを示しておりますが、北区におきましては、ニーズ量が1000人であるのに対しまして、C幼稚園とD幼稚園で合計300人の利用実績がございます。つまり、計算上は、この北区で見ますと、200人分の余剰が生じていることとなります。この場合、子ども・子育て支援新制度に基づく利用定員の設定は、原則的にはニーズの範囲でしか行うことができません。したがって、北区のC幼稚園とD幼稚園の利用定員を合計して、ニーズ量に合わせて100人になるように利用定員を設定せざるを得ないと考えますと、そのようになります。しかしながら、現実的には、利用者が300人存在しているわけですので、利用定員も300人以上で設定できなければ、今いる利用されている方に不利益が生じることとなります。新制度は、当然、子どもと保護者の利益のために導入されるのが基本でございますから、この新制度によって不利益が生じるような事態は避けなければならないと考えます。

そこで、中央区において、供給量が250人不足しているといった状況を踏まえまして、中央区のニーズに北区にあるC幼稚園とD幼稚園より供給量を確保することができるよう、先ほどご説明した基本方針を立てることが適当であると判断いたしました。このようにす

ることによりまして、C幼稚園、D幼稚園に対して利用実績に応じた300人の利用店員を割り振ることが可能になります。ただ、本来的には、やはり、中央区におけるニーズに対しては、中央区にある幼稚園などで供給量を確保することが原則と考えます。したがって、C幼稚園の利用定員を利用実績を超えて認可定員である150人で設定することはしないということを原則としたいと思えます。

続きまして、4ページに参りまして、中段にある対応方針②でございます。

ただいまご説明いたしました対応方針①で供給量を確保します。それでもなお、その行政区内のニーズに対する供給量を確保できないときには、A3判の資料3別紙2に記載している優先順位によって供給量を確保してまいりたいと考えております。この別紙2につきましては、後ほどまとめてご説明いたします。

次に、資料3の4ページに戻っていただきまして、その他の事項でございます。

ここでは、既存保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例に対する現時点の考え方を記載しております。1行目の最後のほうからごらんになっていただきたいのですが、既存保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、幼保連携型認定こども園の普及促進などの観点から、仮に供給過多となっているとしても、市町村、子ども・子育て支援事業計画で別に定める数の範囲内で認可することができるかと国が考え方を示しております。これに対しまして、札幌市といたしましても、この特例を一定の範囲で認めることを基本方針といたしたいと思えます。ただ、具体的に、どの程度の数を認めるかにつきましては、今後行う事業者への意向調査の結果等を踏まえまして、改めて本会議にお諮りをしたいと考えております。時期につきましては、26年8月以降を予定しております。

以上がその他の部分でございます。

済みません、ちょっと飛んで恐縮でございますが、8ページにも同じくその他の事項が記載されております。ここも、供給量が多くなっている行政区にある既存幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例のことが書かれているのですけれども、同様といたしたいと考えております。

以上が(1)のご説明です。

続きまして、5ページに参ります。

学校教育利用希望が強い子どもを除いた2号認定子どもと3号認定子どもに関するニーズ量の見込みと供給量についてご説明をいたします。

これも上から順番でございますけれども、教育・保育提供区域、量の見込みと平成27年4月1日の新制度開始時点における市内の既存供給量、そして、ニーズ量の算出方法につきましては、先ほどの(1)と同様でございます。

27年4月1日時点の供給量の算出方法につきましては、先ほどご説明いたしました1号認定子どものときと同様の理由によりまして、平成26年4月1日時点で所在する保育所の入所児童数と、認定こども園のうち、3号認定子どもに相当する子ども入園児童数の

直近3年間の平均利用実績数と平成27年4月1日までに新たに認可を予定している保育所と地域型保育事業の認可数、そして、幼保連携型認定こども園を構成する保育所の定員数のうち、3号認定子どもに相当する数を合計したものといたしたいと思います。

なお、米印の2にございますけれども、冒頭に申し上げました地域型保育事業につきましては、改正後の児童福祉法に基づき認可するということとなります。国の法制上、27年4月1日まで認可事務が完了しない可能性もあることから、現時点では供給量としては一旦は見込んでいないことにしております。

続きまして、平成27年4月1日時点の需給バランスの見込みにつきまして、先ほどの別紙1の表に基づきましてご説明いたします。

別紙1の右下の全市の表をごらんになっていただけますでしょうか。

この表の3歳から5歳の保育の必要性あり(2号)のうち、左記以外と記載された欄と、0歳保育の必要性あり(3号)と、その隣の1歳から2歳の保育の必要性あり(3号)と記載された欄をごらんください。

全市の総計を見ますと、入所の実績で算出した供給量とニーズ量の差です。この表の下から2段目の数値です。ここで言うと、マイナス365、マイナス2,622、マイナス1,252という数字があるかと思います。この数字にありますとおり、2号認定子どもと3号認定子どもの両区分ともに、全市で見ますと不足が出ていることがおわかりになるかと思います。これを行政区分で見ますと、やはり区ごとにそれぞれの状況が異なっているということがおわかりになるかと思います。

おおむねを申し上げますと、東区、白石区、豊平区、手稲区につきましては、2号認定子どもの供給量が多くなっております。また、東区、厚別区につきましては、1歳・2歳児における産後認定子どもの供給量が多くなっております。これ以外の区につきましては、2号、3号ともにニーズに対して供給量が足りないといった状況になっているのがおわかりになるかと思います。

では、その供給量が不足している場合における基本的な対応方針についてご説明いたします。

6ページをごらんになっていただければと思います。

こちらにつきましては、対応方針が1から3までで分かれております。まず、対応方針①でございますけれども、太字の部分でございます。これも読み上げさせていただきますが、ニーズが供給量を上回っている行政区内に所在する既存保育所に対し、札幌市の条例で定める設備及び運営に関する基準を満たす範囲内で認可定員をふやすことを勧奨することにより、供給量をふやしたいと思います。この場合、特にニーズに対する供給量が不足しているゼロ歳児を中心とする低年齢児について受け入れ数をふやすことを勧奨いたしたいと思います。

この対応方針①の取り扱いをする理由につきましては、ここでも単純化した事例を用いてご説明をしたいと思います。

中段の表をごらんください。

中央区の例をモデル化したものですが、ニーズが300人いるのに対して、210人の認可定員で90人の不足が生じているように見えます。ただ、実際には、その隣の利用実績を見ますと、A保育園で110人、B保育園で140人、合計で250人分の利用実績があることになります。このニーズと実際の実績を比較すると50人分の不足が実態であることがわかります。ここで問題となりますのは、子ども・子育て支援事業計画において供給量として計上することができるのは、認可定員を上限として設定する利用定員数までとなっております。つまり、A保育園とB保育園は、実際には合計250人の児童をお預かりできるにもかかわらず、計画上は認可定員の合計である210人しかお預かりできないものとして考えなければならないということでございます。この結果、現実には、50人分だけ不足しているにもかかわらず、90人分が不足しているという計画になりますので、例えば、90人定員の保育所を新設することによりまして供給量を確保しなければならないことになっております。

こうした問題が生じないようにするためには、A保育園とB保育園の認可定員を利用実績と同じ250人に引き上げて、利用定員も250人に設定する方法が最も適当であると考えます。6ページが一番最後の行でございますけれども、現実には、札幌市におきましては、認可定員を超える入所児童が25年4月1日時点で869人、年度末の26年3月1日時点で2,311人いらっしゃるということでございます。この児童数を計画上の供給量として見込みことができなければ、同数以上、新たな保育所などにより供給量を確保しなければならないおそれがございます。

また、資料の7ページに行きまして、上から3行目以降の記載でございますけれども、今後、就学前児童数が減少していく見込みもございます。こうしたことを考慮しても、既存の保育所などを可能な限り活用して供給量を確保することは、保育の質の確保、社会的資源の有効活用、さらには、保育所の新設などに要する支出の抑制の観点からも適当であると考えられます。

続きまして、対応方針②についてでございます。

2号認定ニーズまたは1・2歳児における3号認定ニーズのいずれか、または、両方が供給量のほうが多くなっている、いわゆる供給過多となっている行政区にある保育所に対しても、利用実績に応じた利用定員を割り振ることができるように、供給量が足りていない行政区におけるニーズに対し、主に隣接区を想定しておりますが、供給量が多くなっている行政区に所在する保育所により供給量を確保いたしたいと思っております。これは、先ほど(1)でもご説明したとおりかと思っております。理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、対応方針③に参りたいと思っております。

以上のとおり、この対応方針①と②によって供給量を確保した上で、それでもなお、行政区内のニーズに対する供給量を確保できないときにつきましては、先ほど、後ほどご説

明しますということでご紹介しました別紙2に記載の優先順位により、保育所など新たに認可することにより、供給量を確保いたします。

それでは、別紙2をごらんください。

この資料は、札幌市における1号から3号ニーズに対する供給量が不足した場合における対応基本方針をまとめたものでございます。まずもっての基本方針でございますが、最上段に記載してありますとおり、供給量の充足に当たりましては、ゼロ歳から就学前まで受託できる施設の確保を優先的に進めてまいります。これによりまして、安定した保育環境を児童に与え、保護者がより安心して子どもを預けられる施設を可能な限り多く確保できます。また、先ほどご説明したとおり、就学前児童数は減少傾向にありまして、長期的に見ると保育ニーズは減少することが考えられますので、施設の新設あるいは事業の認可ではなく、既存施設の認定こども園化や定員増を積極的に進めてまいります。

ただし、3番目のポツですけれども、3号ニーズに対する供給量のみが不足する場合には、地域型保育事業の新規認可により、供給量の確保を最優先といたします。

この基本方針を踏まえまして、認定区分ごとに供給量の確保策を定めたのが中段の表となっております。各認定区分ごとに丸の中の数字の順に供給量を確保してまいります。この確保策の具体的な考え方が一番下の三つの囲みに分かれて記載しております。こちらにつきまして、字が小さくて大変申しわけございません。ポイントは、太字の部分でございますので、太字を中心にご説明をいたします。左から三つの囲みがございしますが、基本的に矢印の順に優先度が低くなるものをご理解ください。

最初に、最も優先度が高い左側の囲みをごらんください。

最初の太字にありますとおり、まずは、1号から3号を受託する認定こども園の整備を進めることを最優先といたします。この理由につきましては、この上の①から③でございます。ただし、米印に記載しております太字の部分ですけれども、「認定こども園のうち、幼保連携型こども園を最優先とし、次に幼稚園型・保育所型認定こども園を優先する」とことといたします。その理由につきましては、前段に書かれております。

続きまして、中段の真ん中の囲みでございます。

認定こども園の整備によっても、なお、地域の1号から3号のニーズに応えることができない場合がございます。その場合は、基本方針を踏まえまして、既存施設の増築等により、定員増を優先いたします。これでも、なお、ニーズに応えることができない場合につきましては、下の太字にありますとおり、「幼保連携型認定こども園及び保育所の新規設置を優先する」ということでございます。理由は、その下の①、②のとおりでございます。

さらに、これによっても、なお、地域の2号・3号ニーズに応えることができないときの対応が右側の囲みでございます。その場合は、既存幼稚園から認定こども園化により2号の供給量を、さらに、地域型保育事業により3号の供給量を確保いたしたいと思っております。

ただし、先ほども申し上げましたけれども、3号の供給量のみが不足している場合には、認定こども園などの整備よりも優先して、地域型保育事業により供給量を確保いたします。

その下の米印の太字だけご紹介をいたします。地域型保育事業により供給量を確保しようとする場合、保育の質の観点から、保育従事者の全てを保育士とする小規模保育事業A型を最優先といたしまして、続いてB型、C型、さらには、家庭的保育事業の順に供給量を確保してまいりたいと考えております。

今、申し上げたとおりの優先順位で供給量の充足を図ってまいりたいと考えてございますが、この優先順位にかかわらず、平成26年度までに札幌市が待機児童対策を目的として運営費または設置費を助成するなどした保育ママ、グループ型保育ママ、小規模保育事業、事業所内保育所及びさっぽろ保育ルームが平成30年4月1日までに認定こども園、幼稚園等の認可を受ける場合につきましては、最優先で供給量の確保策といたします。これは、中段の囲みの小さな字で書いています米印の二つ目のところに記載しているものでございます。

以上、大変長くなりましたが、教育・保育サービスに関するニーズ量の見込みと提供体制の確保についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、もう一点、資料3の9ページ、利用者支援事業についてご説明いたします。

利用者支援事業につきまして、まず、教育・保育提供区域についてでございますけれども、これは先ほど来ご説明しているとおりで、行政区単位でございます。

次に、量の見込みにつきましては、資料の表でお示ししておりますとおりでございまして、全市で20カ所、平成27年4月1日時点の供給量は19カ所としております。実は、この事業のニーズにつきましては、国から示されていたニーズ量の調査内容に含まれておりません。また、札幌市のニーズ量調査でも内容に含めておりませんでしたので、札幌市が考え方を決める必要がございます。

札幌市における考え方につきましては、資料の量の見込みの算出方法のところに記載されているとおりでございます。本事業につきましては、施設や事業のあっせんと行政が主体として行うべき内容を含んでいると考えております。したがって、区役所や区・保育子育て支援センター等の行政施設を実施拠点とすることとしております。そうしますと、各区に2カ所、全10区で実施することになりますので、全市のニーズ量は20カ所ということでございます。

最後に、供給量の算出方法についてですが、記載にございますとおりで、区役所においては、現行の保育コーディネーターが行っている業務を中心に実施をいたします。現行どおり、10区で継続実施をするため、こちらの供給量は10カ所、区保育・子育て支援センター等の拠点においては、あっせん機能等に加え、地域の子育て支援に関する情報の提供なども実施する予定ですが、厚別区のみ現時点では拠点が確定していないことから、9カ所となっておりますので、計画終了期間の平成31年度までには供給量を1カ所ふやし、ニーズと供給のバランスを図る予定としてございます。

私からの説明は以上でございます。

○事務局（花田施設運営課長） それでは、資料3の11ページの時間外保育事業について

てご説明をさせていただきます。

大変申しわけありませんが、お手元の資料に数字の誤りがございましたので、この場で修正をお願いいたします。

上にごございます表中、27年4月1日時点の供給量として2万3,817とごございますけれども、これは2万2,717が正解でございます。したがって、過不足7,419とありますのも、6,319が正しい数字でございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、時間外保育事業、これは延長保育事業でございますけれども、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育する事業でございます。

札幌市におきましては、延長保育を実施している保育所については、朝7時から6時までを通常の開所時間としておりまして、18時から19時までの1時間あるいは18時から20時までの2時間の延長保育を実施しております。

27年度の量の見込みでございますけれども、1万6,398人に対しまして、27年4月1日時点の供給量は2万2,717人と見込んでおりまして、ニーズに対して供給量が6,319人上回っております。28年度の量の見込みとしましては、1万6,178人、29年度は1万5,849人、30年度は1万5,548人、31年度は1万5,235人となっております。

量の見込みにつきましては、国の手引に従い、18時以降の定期的な保育事業の利用を希望する児童の人数を算出しております。供給量の算出方法につきましては、平成27年4月1日時点における認可保育所260園のうち、延長保育事業を実施している園248園の定員数を合計した数を供給見込み量と算出しております。全体で見た場合の供給量は、ニーズを上回ってございますけれども、現実に児童を預けている保育所において延長保育を利用できない状況では、必ずしも保護者のニーズに込えているとは言えませんので、既存の認可保育所260園のうち、延長保育事業を未実施の保育所12園に対しましては、延長保育の実施を要請してまいりたいと考えております。また、新たな認可保育所等の設置に当たりましては、延長保育の実施を要請してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、資料3、12ページの放課後児童健全育成事業についてでございます。

まず最初に、量の見込みについてでございます。

国の手引によりますと、5歳児のいる家庭を対象にいたしました調査結果を各年度の推計児童数に当てはめ、算出する方法となっております。しかし、先日、国で開催いたしました説明会におきましては、国の手引による場合と自治体独自に就学児童を対象として行った調査結果による算出とで国の手引のほうが1.5倍程度多く出る傾向があるという情報提供もあったところでございます。

札幌市におきましては、現状として、児童クラブについて定員を設けておりませんので、

希望するお子さんが全て利用できる状況でございます。国の手引によりますと、現状の2倍近い2万人を超えるニーズ量となったことから、他都市の状況も参考としながら、独自に算出し、直したところでございます。

27年度を例にいたしますと、まず、1年生につきましては、今回の調査対象である5歳児が当事者となりますことから、国の手引どおり、推計児童数に放課後児童クラブの利用移行率を掛け、算出いたしました。一方、2年生から6年生につきましては、今年度の1年生から5年生がそのまま当事者となるため、現状の放課後児童クラブの登録数をベースに各区の学年進行によります逡減率を掛けまして算出しております。28年度以降も同様な方法で1年生を推計児童及び調査結果、それから、2年生から6年生は前年度の実績に基づき算出したところでございます。これによりまして、特に高学年につきましては、現実的な量の見込みになったものと考えているところでございます。

次に、平成27年4月1日時点の供給見込みについてでございます。

放課後児童クラブに関する基準につきまして定まっていない状況でございますが、児童1人当たり1.65平米の活動スペースを確保した場合で算出いたしました。その結果、児童クラブ全体で1万5,157人の供給量となっております。

これらの数値結果から、平成27年4月1日時点での需給バランスは、市全体で見ますと供給量に余裕がある状況となっておりますが、皆様ご承知のとおり、児童クラブの中には過密状態となっているところもございます。ミクロで見た場合については、必ずしも十分に供給できていると言えない状況でございます。児童クラブの過密化は、マンション需要が伸びている都心部や郊外の新興住宅地における児童数の増加、校区内に児童会館やミニ児童会館がない状況などが要因となっておりますので、児童クラブ間の利用調整、ミニ児童会館の新設、拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進めながら、解消を図ってまいりたいと考えております。

放課後児童については以上でございます。

○事務局（菅生児童福祉総合センター所長） 私は、この4月から児童福祉総合センター所長となりました菅生と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の14ページの子育て短期支援事業、ショートステイについてご説明を申し上げます。

この事業は、保護者の疾病もしくは仕事の都合、あとは、育児疲れなどを理由に、7日間を限度といたしまして、市内の児童養護施設5カ所と乳児院1カ所の入所施設6カ所において、お子さんをお預かりする事業でございます。

まず初めに、教育・保育提供区域でございますが、第1回目の同会議において、札幌市においては行政区を10区として設定することになっておりましたが、これにつきましては、制度上、エリアを分けずに市内全域とすることが可能となっておりますので、この事業につきましては、行政区ではなく全市とさせていただきます。

この理由につきましては、6カ所全ての実施施設が全市の児童を対象にしており、後ほ

どご説明いたしますが、供給体制も確保されている状況にあること、もう一つの理由といたしまして、保育や他の子育て支援事業のように日常的に活用されるものではなく、また、原則、保護者の方が送迎することとなっているため、他の事業に比べ行政区ごとに配置する必要性が低いと判断したことによるものでございます。

次に、①量の見込み、②27年4月1日の制度開始時点における供給量についてでございます。

量の単位は、1年度当たり何人が何日この事業を利用するかということで、「人日」となっております。そこで、5歳以下のニーズ量について、昨年実施いたしましたニーズ調査に基づき、国の手引に準じて算出したところ、27年度における量の見込みは387人日、その後は、推計児童の減少に応じて、順次、減少する見込みとなっております。

また、供給見込み量についてでございますが、ショートステイは、施設ごとに利用定員があるものではなく、施設内のスペース、職員体制などに応じて受け入れ可能な人数に変動がございますので、算出方法欄に記載のとおり、6施設から現在の体制において受けられる可能な最大人数をお聞きしたところ、1年間の受け入れ可能な見込み量は1万1,315人日となりました。ただし、この数字は、ゼロ歳から17歳までの児童を対象としたものですので、過去3年間の実績における5歳以下の児童の利用割合を算出したところ58.3%でした。これに乗じまして、5歳以下の児童を対象とした供給量を6,597人日と見込みました。

この結果、子育て短期支援事業に関しましては、資料にございますように、ニーズに対する供給量が十分確保されていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○事務局（竹内子育て支援課長） 子育て支援課長の竹内と申します。よろしく願いいたします。

私からは、資料3のうち、(5)の地域子育て支援拠点事業から(9)の子育て援助活動支援事業のうちの就学後分までを一括して説明させていただきます。

まず、資料3の15ページをごらんいただきたいと思います。

この事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものであります。札幌市では、常設子育てサロンとして事業を展開しているところであります。

量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存の供給量についてでございますが、量の見込みとしては、1カ月当たり何人が何回この事業を利用するかというものになっており、単位としては「人回」です。数値としましては、27年度では3万1,847人回となっております。

27年4月1日時点の供給量は、5万9,711人回分であり、2万7,864人回分、ニーズを上回っているような結果となっております。

この量の見込みの算出方法ですが、国の手引による算出方法の概要は、2歳以下の全て

の児童数に利用意向のある方の率を乗じてニーズ量を算出するものでありますけれども、2歳以下の児童で3号認定を受けるお子さんは、日中、保育サービスを受ける可能性が高く、実際には本事業を利用する可能性は低いと考えられるため、国の手引に基づくニーズ量から、3号認定を受ける児童分の数値を差し引いたニーズ量とさせていただきます。

それから、27年4月1日時点の供給量の算出方法は、第3次札幌新まちづくり計画の計画最終年度である平成26年度中に、全中学校区に常設子育てサロンが97カ所というのが目標値になっておりますが、この常設子育てサロンの設置が達成されるものとした場合の供給量5万9,711人回という数字にさせていただきます。

次に、平成27年4月1日時点の需給バランスですが、供給がニーズを上回る状況となります。

ニーズが供給を上回る場合における基本的な対応方針の欄でございますが、平成27年時点で当初の時点でニーズを上回る供給量を確保することができる見込みをしておりますので、平成27年度以降の常設子育てサロンの新たな設置は行わないということを基本としております。ただし、27年度当初、目標値が達成されていない場合につきましては、27年度以降の整備も継続して整備してまいりたいと考えております。その際には、地域における他の子育てサロンの位置関係も踏まえつつ、地域の理解を得ながら、さまざまな担い手の中から、各地域に合った適切な運営ができる団体に運営費の補助等を実施することにより、整備を進めることとしたいと考えております。

続きまして、16ページの一時預かり事業につきまして説明させていただきます。

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児につきまして、市として、昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業でございます。このうち、ここに記載の幼稚園における在園児を対象とした一時預かりにつきましては、現在、幼稚園で行われている預かり保育が新制度のもとでは一時預かり事業として実施することとなっている関係で、他の一時預かり分とは分けて整理するものとなっております。

量の見込みと平成27年4月1日の新制度開始時点における市内の既存の供給量についてでございますが、量の見込み分が1号認定による利用と2号認定による定期的な利用の2段階に分かれております。1号認定による利用につきましては、1号認定を受けて幼稚園に通っている児童を教育時間以外の時間帯に預かるニーズ量となっております。量の見込みとしては、年間で何人が何日、この事業を利用するかというものとなっております、単位としては「人日」です。数値としては、27年度では23万5,273人日となっております。

2号認定による定期的な利用につきましては、新制度のもとでは2号認定を受けた児童について、幼稚園の利用希望がある場合には、その希望に応じて幼稚園の教育時間と一時預かり事業の組み合わせで対応することが可能となっているため、その希望に応じたニー

ズ量となっております。量の見込みとしては、27年度では102万715人日となっております。27年4月1日時点の供給量は、過不足については、表の記載上、バーとさせていただきます。これにつきましては、27年4月1日時点の供給量の算出方法に記載しておりますが、当該事業は幼稚園在園児を対象とした預かり事業であり、通園する既存の幼稚園の預かり保育の受け入れ態勢等の詳細が現時点では不明であるため、供給量を見込むことが困難であると判断させていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、需給バランスでニーズが供給量を上回る場合における基本的な対応方針に書かせていただいておりますが、新制度への移行により、保護者の方に混乱を招くことがないよう、通園する幼稚園での一時預かりを希望する者が利用可能な供給量の確保に向け、既存幼稚園での一時預かり事業の実施を求めていくこととしたいと考えております。

続きまして、17ページの一時預かり事業です。これは、先ほど説明させていただきました幼稚園に通われている在園児対象型を除く部分、それから、子育て援助活動支援事業は、後ほど説明させていただきます幼児緊急対応強化事業を除く部分、子育て短期支援事業、いわゆるトワイライトステイと言われている部分について説明させていただきます。

ここでは、今、申し上げましたとおり、一時預かり事業、幼稚園に通われている在園児を対象とした分を除く者以外の一時預かりニーズに対して、一時預かり事業のほか、類似する事業にどのように対応していくかを一括して記載させていただいているものでございます。

一時預かり事業に類似するものとして、子育て援助活動支援事業があります。これは、先ほど申し上げましたが、病児関係を除く者です。それと、子育て短期支援事業、トワイライトステイがあります。

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員としまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業となっております。一般的には、ファミリーサポートセンター事業と呼ばれており、札幌市では、日常的な預かりに対応する子育てサポートセンターと、病児・緊急対応強化事業の部分に該当する子ども緊急サポートネットワークの二つの形態で実施しているところでございます。この病児・緊急対応強化事業の部分につきましては、病気の子どもなどを預かるものとなっております、関連性が強い後ほど説明する病児保育関係でまとめて整理させていただきたいと思っております。

また、子育て短期支援事業は、先ほど説明がございましたとおり、保護者の疾病等の理由により、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、短期入所生活援助事業、ショートステイ事業と、夜間養護等事業、トワイライトステイ事業の二つの形態がでございます。

なお、夜間養護等事業、トワイライトステイ事業につきましては、札幌市では事業として実施しておりません。

量の見込みと平成27年4月1日の開始時点における市内の既存の供給量についてですが、量の見込み部分は幼稚園での預かり以外の一時預かりニーズを把握したもので、量の見込みとしては年間で何人が何日、この事業を利用するかというものとなっており、単位としては「人日」となっております。数値としては、平成27年度では、53万4,148人日となっております。

27年4月1日時点の供給量は、一時預かり事業は、先ほどの幼稚園の在園児型を除くもので、16万540人日です。子育て援助活動支援事業は、病児を抜いた分ですが、これにつきましては28万3,657人日としております。この結果、供給量は8万9,951人日分不足している状況となっております。

量の見込みの算出方法につきましては、国の手引によっているところでございます。

それから、27年4月1日時点の供給量の算出方法でございますが、一時預かり事業、繰り返しになりますけれども、在園児型を除いたものにつきましては、現在の認可保育所における一時保育での供給量の16万540人日の継続を前提としております。子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業、病児を除いた分につきましては、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員の数をもとにした供給量を計算いたしまして、28万3,657人日としております。

その結果、27年4月1日時点の需給バランスの見込みでございますが、市全体で見ますとニーズが供給量を上回ることとなりますが、区別に見ると区ごとに状況が異なり、南区及び手稲区では供給量が上回り、それ以外の区ではニーズ量が上回ることとなります。

需給バランスでニーズが供給量を上回る場合における基本的な対応方針ですが、27年度以降、ほとんどの区において供給量の不足が生じる見込みとなっております。しかし、本事業のニーズ量の算定方法の概要は、5歳以下の全ての児童数に利用したいという意向の率を乗じるものでございまして、5歳以下の児童のうち2号、3号の認定を受けるお子様は、日中教育もしくは保育サービスを受けることとなるため、一時預かり事業を利用する可能性は低くなるものと考えております。このため、27年度以降、新制度下での保育サービスの利用実態等を踏まえ、ニーズ量及び供給量の検証を行うこととしまして、当面は、以下の考え方で供給量をふやしていくこととさせていただきたいと考えております。

まず、子育て援助活動支援事業についてでございますが、供給量が不足している区の提供会員をふやすことで、供給量の増加に努めてまいりたいと考えております。認可保育園での一時預かりは、待機児童数の状況から直ちに供給量の増加を見込むことはできませんが、既存保育所での実施拡大や幼稚園等での実施について参入を働きかけてまいりたいと考えております。

なお、子育て短期支援事業、トワイライトステイ分につきましては、児童養護施設や母子生活支援施設などでの実施が想定されるところでございますが、現在の入所者や他事業の運営等を勘案すると実施が困難な状況であるため、供給量としては見込んでおりません。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

病児保育事業、子育て援助活動支援事業です。これは、病児・緊急対応強化事業に限った分についてですが、これについて説明させていただきます。

これは、病気もしくは病後児のお子さんを預かる事業として、ここでまとめて記載させていただいているものでございます。

病児保育事業は、病児について、病院、保育所等に付設された専用のスペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業でございます。札幌市では、病後児の預かりとして、医療機関に併設した施設で病後児デイサービス事業を実施しております。

子育て援助活動支援事業は、病児・緊急対応強化事業の分についてでございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたとおり、こども緊急サポートネットワーク事業というもので病児、病後児の預かりを実施しております。

量の見込みと平成27年4月1日の制度開始時点における市内の既存の供給量についてでございますが、病気の子を預けるニーズ量として、量の見込みとしては、年間で何人が何日この事業を利用するかというものとなっており、単位としては「人日」となっております。数値としては、27年度では13万9,021人日となっております。27年4月1日時点の供給量は、病児保育事業分で6,468人日、子育て援助活動支援事業分で7万9,815人日としており、この結果、供給量は5万2,739人日分不足という資料の整理になっております。

量の見込みの算出方法につきましては、国の手引によっております。

また、供給量の算出は、27年4月1日時点の供給量の算出方法の欄にありますとおり、病児保育事業につきましては、現在の病後児デイサービス事業の供給量6,468人日の継続を前提としまして、子育て援助活動支援事業につきましては、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員数をもとにした供給量7万9,815人日とさせていただいております。

平成27年4月1日時点の需給バランスの欄でございますけれども、市全体で見るとニーズが上回っている状況になっておりますが、区別で見えていきますと、南区のみ供給が上回っている状況となっております。

次に、需給バランスでニーズが供給を上回る場合における基本的な対応方針についてでございますが、27年度以降、ほとんどの区において供給量の不足が生じる見込みでありますので、以下の考え方で供給量を確保していきたいと考えております。

まず、病児保育事業、病後児デイサービスにつきましては、医療事業のほかに、利用者の有無にかかわらず、保育室や保育士を常に確保していかなければならないということで、現行事業は、社会貢献に対する意識の高い事業者によって実施されているところでございます。したがって、新たな事業者を確保することはなかなか困難な状況でございますので、病院事業者に業務内容もしくは意義などを説明しながら、参入を働きかける努力をしてまいりたいと考えております。

それから、次の緊急サポートネットワーク事業につきましては、供給量が不足している

区の提供会員をふやすことより、供給量を増加させることが可能と見込まれます。

以上のことから、当面は、主に緊急サポートネットワーク事業の提供会員の増加による供給量の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、20ページをごらんいただきたいと思います。

子育て援助活動支援事業のうちの就学後分のページについて説明させていただきます。

これにつきましては、就学児を対象とした預かりとして、当該事業を使いたいというニーズとなっております。

量の見込みは、平成27年4月1日の制度開始時点における市内の供給量ですが、表は学年によって分かれていますけれども、現行の制度は小学6年生、11歳までを対象として事業を実施しておりますので、合計のニーズ量をごらんいただきたいと思います。

量の見込みとしては、年間で何人が何日、この事業を利用するかというものとなっております、単位としては「人日」となっております。数値としては、27年度では6万3,420人日となっております。

27年4月1日時点の供給量についてでございますが、数字としましては6万748人日となっております。供給量として、2,672人日分が不足しております。

量の見込みの算出方法につきましては、国の手引によっているところでございます。

次に、27年4月1日時点の供給量の算出方法については、子育て援助活動支援事業は、就学後分に限って計算したものでございますけれども、過去の伸び率を踏まえた27年度の提供会員をもとにしまして、6万748人日分と計算させていただいております。

平成27年4月1日時点の需給バランスでございますが、市全体で見るとニーズ量が上回っている状況であります。区別に見ると、区ごとに状況が異なり、北区及び白石区ではニーズが上回り、それ以外の区で供給が上回っている状況でございます。

需給バランスでニーズが供給を上回る場合における基本的な対応方針については、ニーズが上回っている行政区において、提供会員をふやすことにより、供給量の増加に努めてまいりたいと考えております。ただし、この事業は、提供会員、それから、依頼会員いずれの居宅でもお子様を預かることが可能である内容となっていることを踏まえ、供給量が不足している行政区に隣接する行政区で供給量が上回っている場合には、その区の提供会員により、供給量が不足している行政区の供給量を確保してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

今、ずっとやっつけていただいているのは議事(3)の量の見込みと提供体制の確保についてでございます。

次に、最後のご説明をお願いします。

○事務局(山中母子保健担当課長) 母子保健担当課長の山中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、21ページから最終の24ページまでご説明させていただきます。

まず、21ページの乳児家庭全戸訪問事業についてでございます。

この事業は、生後4カ月までの乳児のいる家庭全てに保健センターの保健師及び母子保健訪問指導員が訪問いたしまして、育児や体調等の不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報提供等を行いますとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握して、必要に応じて適切なサービス提供につなげているという事業でございます。

この事業の量の見込みの算出方法でございますが、アンケート調査により把握することが想定されておりません。また、国の手引にも算定方法が定められていなかったために、事業の対象が4か月までの全出生児でありますことから、ゼロ歳児の推計人口をそのまま訪問対象人数、イコール、ニーズ量として計算しました。

供給の見込みでございますが、現在、乳児家庭の家庭訪問につきましては、各区の保健センターの保健師と母子保健訪問指導員で全戸訪問を実施するために必要な体制を確保できておりますので、平成28年度以降もニーズ量に見合う供給量のバランスは維持できる、イコールであるというふうに考えております。したがって、バランス、基本的な対応方針、その他については、空欄となっております。

おめくりいただきまして、22ページの養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる要保護児童等に対する支援に資する事業でございますが、私からは養育支援訪問事業についてご説明させていただきます。

養育支援訪問事業は、各区の保健センターで実施しております三つの事業を含んでおります。一つ目は、保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業でございます。この事業は、医療機関が保健センターで実施する母子保健訪問指導等による支援を必要とするハイリスク母子を把握した場合に、各区の保健センターに情報提供していただき、ハイリスク要因を有する妊婦や親子に関する情報を医療機関から早期に把握いたしまして、医療機関と保健センターが連携して育児を支援するというようなつくりになっております。

二つ目の事業は、産後のメンタルヘルス支援事業でございます。こちらは、先ほど21ページで説明いたしました乳児家庭全戸訪問事業において、保健師や母子保健訪問指導員が、産後うつ病を初めとしました母親のメンタルヘルスの問題を早期に発見して、適切な支援を行うことにより、母親の心身の負担の軽減を図り、虐待等を未然に防止するというようなつくりになっている事業でございます。

そして、三つ目は、妊婦支援相談事業でございます。こちらは、母子健康手帳交付時に保健師が面接、相談をすることによりましてリスクアセスメントを行い、ハイリスク妊婦の早期発見に努め、適切な支援を提供するという事業でございます。

これらの三つの事業量の見込みの算出方法につきましては、先ほどの21ページの乳児家庭全戸訪問事業と同様でございますが、アンケート調査による把握ができない、国の手引には算定方法が定められていないので、それぞれ三つの事業の平成25年度までの実績と伸び率を参考に、ゼロ歳児の推計人口により算出いたしました。

供給の見込みでございますが、こちらも区の保健センター保健師または母子保健訪問指

導員により、供給体制を確保できておりますので、平成28年度以降もニーズ量に見合う供給量のバランスは維持できると考えております。

区ごとのニーズ量につきましては、資料4に各区別に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

最終でございます。24ページの妊婦に対する健康診査、いわゆる妊婦健診についてご説明させていただきます。

妊婦健診につきましては、教育、保育の提供区域を全市とさせていただきます。妊婦健診は、国から示されている基準に基づきまして、札幌市では14回分の標準的な健診費用について公費負担を行っております。この提供区域を全市としましたのは、妊婦健診は市内の産婦人科の医療機関や助産所に委託しまして、必要な健診体制を確保しており、妊婦の方々につきましても、お住いの区にとらわれず、市内全域の医療機関を自由に選択している実態がございましたので、提供区域につきましては全市といたしました。したがって、資料4におきましても、各区別の数値についてはお示ししておりません。

事業の見込みの算出方法でございますが、国の手引に算定方法が定められておりませんでしたので、ゼロ歳児の推計人口をベースに、推計妊婦数をまず算出いたしまして、1人当たり14回の妊婦健診回数を掛けて算出いたしました。

供給の見込みでございますが、市内の産婦人科医療機関や助産所に妊婦健診を委託しておりまして、現在、必要な健診体制を確保できておりますので、平成28年度以降もニーズ量に見合う供給量のバランスは維持できる見込みと考えております。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

長い時間でしたが、子ども・子育て支援というのは、これほどたくさんの方野にまたがっていて、今までのご説明は、ニーズ量の見込みと提供体制の確保について、具体的な数値をもとにそれぞれご説明をいただきました。

恐らく、皆さんはご意見、ご質問がたくさんあると思いますが、最初におっしゃったように、質問については個別に対応するという事務局の方針のようございまして、ここでは口頭で出していただく時間がございませんので、引き続き、次の議題（4）に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（渡邊待機児童対策担当課長） 待機児童対策担当課長の渡邊でございます。

続きまして、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認（利用定員の設定）に関する基本的な考え方につきまして、私からご説明いたします。

資料5をごらんください。

ここでは、札幌市における利用定員の設定について具体的な方法をご説明させていただきます。

資料5の2をごらんください。

札幌市における利用定員設定の原則と書かれているところでございます。

初めに、既存の施設・事業の場合についてご説明をいたします。

これは、今いる児童の数、実績に応じて利用定員を設定することを原則といたします。この際、入所実績が認可定員を上回っている場合があるかと思えます。この場合につきましては、その入所実績にあわせて認可定員を引き上げた上で利用定員を設定させていただくよう、施設、事業の設置運営者の皆様にお願ひさせていただくことになると思えます。

その理由でございますが、真ん中の囲みにありますとおり、認可定員を超えた利用実績は、支援計画上の供給量に算入することができません。したがって、需給差の解消につながらないこととなります。この点は、先ほども私からご説明させていただきましたが、認可定員を引き上げた上で、これにあわせて利用定員を設定することにより、支援計画における供給量を入所の実態に見合った供給量とすることができます。そのことによって、経費負担の必要のある施設の整備、あるいは、事業の増加を可能な限り少なくできるのではないかと考えた考え方に基づくものでございます。

入所実績に基づく利用定員の具体的な設定方法につきましては、この囲みの下の米1にあるとおりでございます。ある特定の年度に限っての入所実績に基づいて利用定員を設定いたしますと、何らかの特殊事情によりまして、児童の入所数が他の年度と大きく異なることもあり得ます。そのことから、平成23年度から25年度の直近3年間の入所数の平均をとり、10で丸める、例えば、3年間の平均入所実績が84人という場合であれば、1の位を切り上げてまして利用定員を90人とすることを原則といたします。

ただし、国では、公定価格における定員区分の設定について、いわゆる1号認定の定員区分の単位を15人や30人とすることも検討していると聞いております。この認定区分の利用定員の設定に当たりましては、国の検討状況を見ながら、柔軟に対応することといたしたいと思えます。

また、米印の2でございますけれども、平成23年度以降に新規認可となった施設、つまり、開所後3年以内の施設事業につきましては、保育所を例にとりまして、通常、開所当初は3歳児以上の入所が少なく定員割れを起こしていることが多くなっていると伺っております。これらの施設等につきましては、他と同様に、直近3年の平均でとりまして、その施設にとりまして不利益が生じてしまうことも考えられますので、平成23年度から25年度に開所し、定員割れを起こしている施設につきましては、利用定員は認可定員と同数とすることを原則といたしたいと思えます。

続いて、下に②とありますけれども、新制度が開始となった以降に新たに認可する施設、事業についてであります。②にありますとおり、支援計画に基づき施設、事業を認可することになりますため、利用定員は認可定員と同数といたします。

私の説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

議事(4)まで終了いたしました。

最後に、議事(5)のご説明をいただきます。

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、資料6の札幌市が定める基準に係る条例案の議会提出時期の変更と対応について、説明させていただきます。

幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営の基準等に関する条例につきましては、平成25年12月13日に開催いたしました第2回札幌市子ども・子育て会議におきまして、国の政省令が平成26年2月中に交付されることを前提に、平成26年3月にパブリックコメントを実施した上で、平成26年5月末招集予定の第2回定例市議会に条例案を提出したいということでご説明をさせていただいたところであります。

その後、同年2月中には政省令が交付されませんでした。パブリックコメントにつきましては、平成26年3月3日から4月1日までの30日間実施するなど、本市におきましても、できる限りの手続を進めてきたところでございますけれども、国の子ども・子育て会議に対しまして、政省令の交付期限としておりました平成26年3月末を過ぎましても交付されず、このたび、平成26年4月30日ようやく公布されたところでございます。

本市の基準に関する条例案は、さきにご議論いただきましたとおり、一部の基準を上乗せすることとしていることなどから、交付された国の政省令を十分に精査した上で上乗せに関する事項を定める必要があるため、条例案の作成には一定の時間が必要となることから、5月16日、あすに招集されます第2回定例市議会に条例案を提出することが困難となりました。このことを踏まえまして、事情やむを得ず、基準に関する条例案につきましては、その提出時期を9月中旬から開かれる予定の第3回定例市議会に変更いたします。

ただし、利用者や事業者に対する基準等の周知につきましては、新制度への移行を円滑に進めるため、できる限り早く行う必要がありますことから、制定される予定の基準といたしまして、当初のスケジュールどおり、6月から実施したいと考えております。

私からは以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

国のほうが2カ月くらいおくれたのでということでございました。

本日は、たくさんのご説明をいただきましたが、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴する時間はありませんでした。それにつきましては、個別に質問票、意見票で対応したいということのようでございます。

議事としてはこれで終わらせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日も、いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほどご説明させていただきましたとおり、本日ご説明させていただきました事項に対しましては、期限が大変短くて申しわけございませんが、お手元に配付させていただきました質問・意見票で1週間後の5月22日を期限といたしまして、ご意見、ご質問をお寄

せいできたいと考えております。

大変多くの資料を一気に説明させていただきまして、中身についてご理解いただくのは大変かと思いますが、一旦、22日と設定させていただきます。ただ、大量の中身だったこともございますので、そこら辺につきましては、また、改めて検討させていただきます。

本日は、大変長い時間になり、また、質疑の時間を設けることができなくて、申しわけございませんでした。

○秦委員 スケジュールが過密なのはよくわかるのですが、事前に資料もいただいているので、それはそれなりにこっちもきちんと読み込まなければいけないのは十分理解しています。しかし、専門領域以外は、今回、配られた資料の数字や文章を深く読み込むことがなかなかできないのです。きょうは、どれだけ丁寧な説明があるのかなと思ったのですが、これだけ一気に説明されたら、委員が全てのことに把握しているのかということについては、僕自身も含めて極めて自信がありません。

また、資料についても、市民に説明して理解を得たいという意思が伝わる資料のつくり方で出していただければわかりますけれども、1枚物でまとめて、極めて小さな字で、一歩間違えると見落としてしまうような部分もいっぱいあるような資料を大量に送りつけて、きょうは時間がないからこれで終わるけれども、とりあえず説明だけさせてくれ、それについての個別の意見は1週間以内に送るという話では、誠意に欠けると僕は思いますけれども、ほかの委員はどうですか。

○加藤委員 商工会議所の加藤です。

今、ご意見があったとおり、事前に資料が送られているわけですから、1枚物でポイントだけご説明をいただいて、その中で委員の皆さんの意見や要望や不安、また今後の展開について発言するというところでなければ、何のために委員会をやっているのかと思います。単に報告を聞く委員会だったら聞く意味がないと感じます。

札幌市の調べられている資料はすばらしいと思いますが、今回の会議のあり方は考えていただかないと困るなという意見を私も持っています。

○山田委員 私も同様の意見です。やはり、きょうの報告を聞いて、1週間後までに意見を言うことですが、ほかの方の意見を聞くことで、そういう争点があったのかとか、どこか論点なのかというところが見えてくると思いますし、ざっと意見を聞いただけではわからないところがあると思います。私たちがどこについて専門知識なり経験なりを生かして意見を言うべきところかというあたりは、ざっと伺っただけですとわかりません。そして、各個人が持ち帰って意見を出して、今回はそれに対する回答が出て、それを聞いて終わりというようなイメージになってしまうと、非常にもったいないと思います。そこは、ほかの方の意見を聞いて、そういう論点があったのかと気づき、さらに意見を言って深めていくような流れを考えていただければと思います。

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日の会議の進め方につきましては、議論をする時間がないとか、資料もあらかじめ送らせていただきましたが、非常に多くの資料がございま

して、また、説明につきましてもポイントを絞ってほしいというご意見がございました。そういう進め方につきましては、今後の委員会で工夫していきたいと考えております。また、ご意見につきましては、大変短い期間であるということと、ほかの委員からのご意見を聞いて新たな視点が見えてくるというお話がございました。そういったことも含めまして、いただく意見の皆さんへのお返しなど、どういう形でやっていくかということについては、持ち帰って検討し、ご連絡させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、大変申しわけありませんけれども、本日の子ども・子育て会議につきましては、以上で終了させていただきたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上